

北谷町立北玉小学校

令和3年度

学校いじめ防止基本方針

～ 一人一人の児童を大切に ～

<基本方針>

本方針は、人権尊重の理念に基づき、北谷町立北玉小学校のすべての児童が充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ」の未然防止、早期発見、解消することを目的に策定する。

1. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために「いじめ」に対する認識を全職員で共有する。近年の急速なIT技術な進歩は著しく、現在の社会的背景を踏まえると、スマートフォンが小・中・高校生で急速な普及がうかがえ、インターネットを使つたいじめが増加している傾向がある。いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめ」の未然防止、早期発見、解消することに取り組む姿勢を全職員で共有する。

2. 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、当該学級担任及び学年主任、北谷町派遣職員(SSW等)による「いじめ防止対策委員会」を設置し、必要に応じて開催する。

(2) 生徒指導部会

毎月1回開催し、担当職員でいじめや問題傾向等を有する児童について、現状や指導・支援方法についての情報交換及び共通理解、今後の支援方法を確認する。

(3) 教育相談部会

毎月1回開催し、年間を通しての教育相談やいじめの未然防止、いじめに対する諸問題の解決、悩みや困り感をかかえる児童支援を確認する。

3. 関係機関との連携

①教育委員会や関係機関と綿密な連携を図り、SSW等の派遣や校内研修の充実を図る。

②いじめの問題に関して、実質的な委員会の場を確保し連携を図る。

③教育・福祉に関する知識を有する関係機関と連携し、問題解決にあたる。

4. 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者にその事実関係を確実に伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童への指導やその保護者に対する助言を行う。また、事実確認より判明した、いじめ事案に対する情報を適切に提供する。

5. 学校評価の実施

学校においては、いじめ問題への取組等について自己評価を行い、その結果を町教育委員会へ報告する。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条（平成25年法律第71条）

2 いじめの対応についての基本的認識

- (1) いじめは、「人間として絶対に許されない」という強い認識に立つこと
- (2) いじめ問題に対しては、被害者の立場に立ち、親身に指導を行うこと
- (3) いじめ問題は、学校（教師）の指導の在り方が問われる問題であること
- (4) 学校、家庭・地域社会等、関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- (5) いじめ問題は、家庭教育の在り方に大きく関わる問題であること

3 いじめの種類

- (1) 暴力
- (2) 言葉の暴力(冷やかし等)
- (3) 仲間はずれや集団による無視
- (4) たかり
- (5) 嫌がらせ
- (6) 言葉での脅かし
- (7) インターネット・SNSなど
- (8) その他

4 いじめの未然防止

- (1) 児童・教職員の信頼関係を築き、規範意識、人権尊重、思いやりの心を学校全体で意識する。
- (2) 道徳教育や人権教育、スマイルプログラムの授業を充実させ、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- (3) 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- (4) 児童会の主体的な活動を支援し、支持的風土のある学校づくりを進める。
- (5) 学校の教育活動全体を通して、児童一人一人の自己有用感や自己肯定感を高める。
- (6) 「いじめ」について平素から教職員全員で共通の理解を図り、未然防止に取り組む。
- (7) インターネット、携帯電話、メール、SNSなどを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら学校における情報教育、モラル教育の充実に努める。

5. いじめの早期発見・早期対応

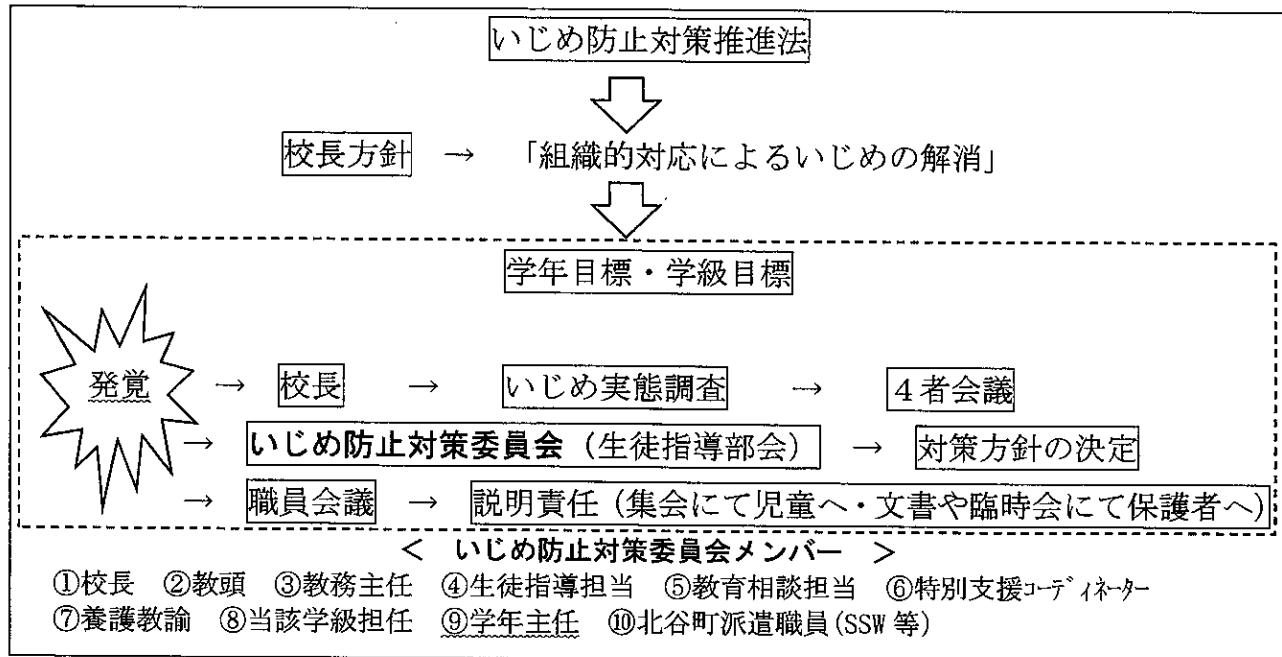
- (1) 教師が豊かな感性で日頃から児童理解、観察（サインを見逃さない）に努める。
- (2) 児童や保護者との信頼関係を築くとともに、児童への生活実態調査や教師間の情報交換、教育相談の充実などを通して、早期発見に努め、事実を隠ぺいすることなく迅

速に対応する。

(3) その他

- ①毎月の人権アンケートや定期や適宜の教育相談
- ②スマイルプログラムの充実
- ③QU検査等
- ④本人や保護者からのいじめの訴え、いじめの目撃、いじめの目撃情報等
- ⑤詳細な調査の実施（関係児童からの聞き取り、アンケート調査等）

(4) 組織としての対応



6 いじめの被害者への対応

(1) 教師の対応

- ①被害を受けた児童の安全を確保するとともに、本人の訴えを本気になって傾聴し、全力で守り通す姿勢を示す。
- ②教師に告げたら仕返しされるという不安感を取り除き、「自分を守ってくれる」との安心感を与える。
- ③被害を受けている児童に対しては、良い点を認め励まし、自分の持っている能力を学校生活の中で伸ばせるよう根気強く指導し、自信を持たせる。
- ④学校生活の中で学級内の座席、係活動や当番活動などのグループ編成に配慮し、何でも話し合えるような雰囲気作りに努め、スマイルプログラムを活用し、人間関係の改善充実を図る。
- ⑤保護者との連絡を密にし、子どもの学校での様子や今後の対応について、保護者に伝えるとともに、家庭での様子等について、保護者から情報を得たり、相談会を持つ。
- ⑥加害者の児童や保護者を一方的に非難する保護者には、言い分を十分に聴き、受容し

た後で、冷静に判断するよう促す。

⑦子育てに悩んでいる保護者には、関係職員と連携を図りつつ、支援を継続する。

7 いじめ加害者への対応

(1) 教師の対応

- ①いじめを完全にやめさせる。
- ②いじめ問題について、職員間で役割連携し、組織的に取り組む。
- ③いじめの事実関係、きっかけ、原因などの客観的な情報を収集する。
 - ア. 何があったのか? イ. どんなことから? ウ. いつ頃からか? どこで?
 - エ. どんな気持ち? オ. どんな方法で? カ. 誰が(命令)したのか?
 - キ. 複数? 等
- ④不満・不安等の訴えを十分聴くとともに、いじめられた児童の身になってよく考えさせ、自分がやったことの重大さに気づかせる。
- ⑤相手に与えた苦しみ、痛みに気づかせる。
- ⑥保護者と密に連絡を取り、今後の対応指導などのために相談会をもつ。
- ⑦学級活動を通して、役割・活動・発言の場を与え、認め、所属感、成就感を持たせるとともに、教師との信頼関係を構築する。
- ⑧必要であれば、トラブルの元となったSNSのメッセージやメールなどの情報提供をしてもらう。
- ⑨場合によっては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導を行う。
- ⑩必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

(2) 保護者への対応

- ①保護者の心情を理解する。
 - ア. 保護者の心理 …怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等
 - イ. 保護者も追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度をとることもある
 - ウ. 子どものよさを認め、親の苦労も十分ねぎらいながら対応する
- ②事実関係は正確に伝える。
 - ア. 傕測で話をしない イ. 問題とは直接関係のないことまで話を広げない
- ③学校の指導方針を示し、具体的な助言をする。
 - ア. 被害者への謝罪、子どもへの対応方法などを保護者の意向を踏まえ助言する
- ④教師と保護者が共に子どもを育てるという姿勢を示す。
 - ア. 子どもが自分の「非」に気づき、改められるよう指導・支援する
 - イ. 過去を引き合いに出す ウ. 追い詰めたり、問い合わせたりする
 - エ. 兄弟姉妹と比較する

8 懲戒権

- (1) いじめ防止対策推進法第 25 条に基づき、教育上必要と認める場合は、学校教育法第 11 条により、適切に懲戒を加えることができるが、懲戒を加える際は、事前に教育委員会に連絡し、懲戒を加える事案及びその内容についての相談を行う。
- (2) 懲戒権の行使は、教育上必要と認めた場合、教育長が決定し行使する。

9 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

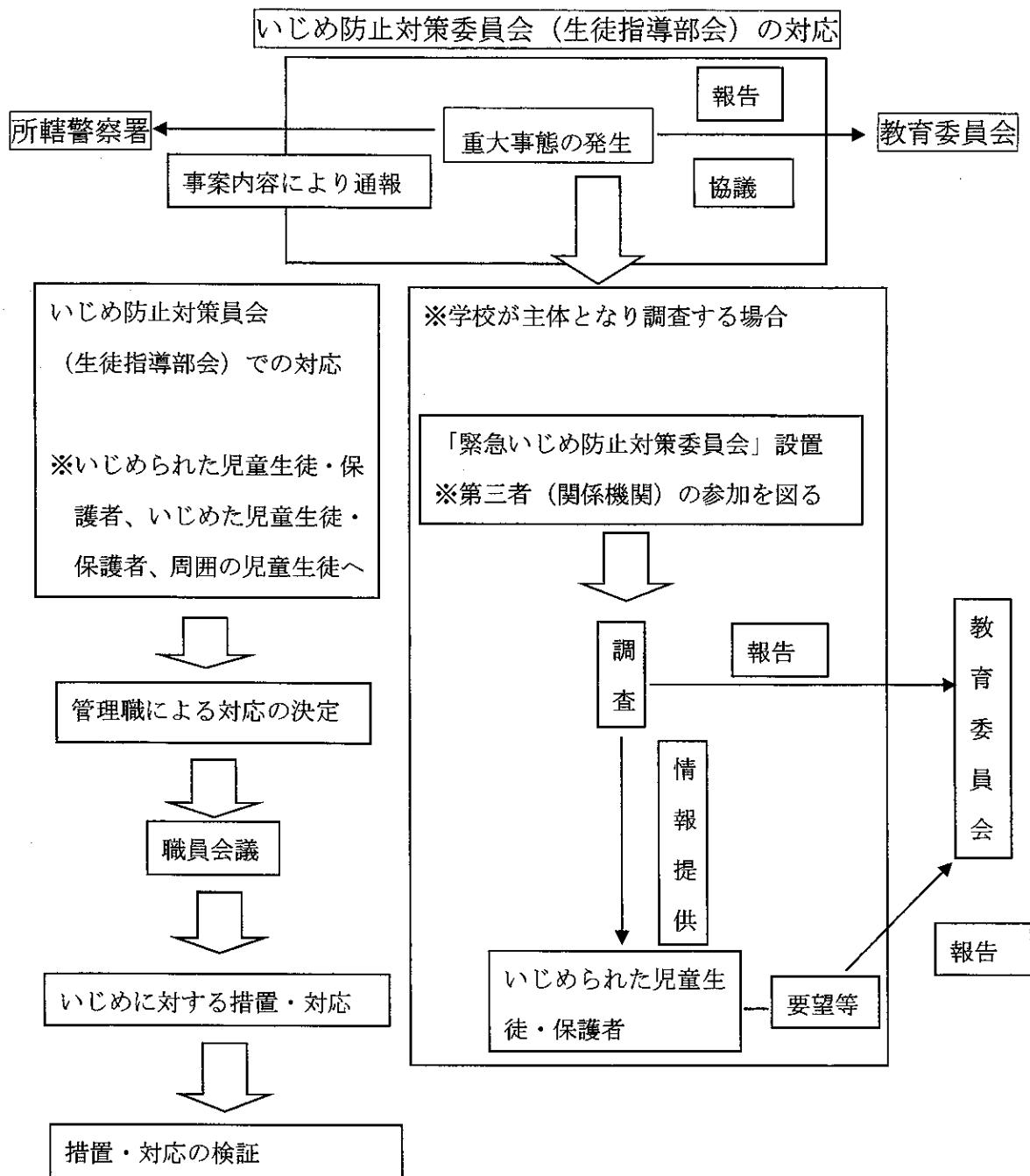
①生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

※例えば「死にたい」という言葉が發せられる、日記に書かれる、自殺を企図した場合

②相当の期間学校を欠席することを與儀なくされている疑いがあると認める場合（年間 30 日を目安として一定期間（5 日間）連續して欠席している）

※対人関係が原因で「いじめ」と認定しにくい場合でも、重大事態と捉え、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応フローチャート



※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合には、教育委員会への資料提供など調査に協力する。

※調査によって明らかになった事実関係については、いじめられた児童生徒、保護者に対して、適時、適切な方法で提供・説明を行う。

＜いじめ対策・予防研修計画（案）＞

日付		
1	4月26日（月）	「学校いじめ防止基本方針」「気になる児童」の確認
2	5月31日（月）	人権アンケート（4月），生徒指導部会① QU検査
3	6月26日（月）	人権アンケート（5月），生徒指導部会② 教育相談週間，非行防止教室
4	7月26日（月）	人権アンケート（6月），生徒指導部会③
5	7月　　日（　）	職員校内研修「いじめ、人権について」*人権ガイドブック活用
6	9月27日（月）	人権アンケート（9月），生徒指導部会④ QU検査
7	10月11日（月）	人権アンケート（10月），生徒指導部会⑤
8	11月29日（月）	人権アンケート（11月），生徒指導部会⑥ 教育相談週間
9	12月13日（月）	人権アンケート（12月），生徒指導部会⑦
10	1月31日（月）	人権アンケート（1月），生徒指導部会⑧
11	2月28日（月）	人権アンケート（2月），生徒指導部会⑨
12	3月14日（月）	人権アンケート（3月），生徒指導部会⑩
13	3月　　日（　）	「学校いじめ防止基本方針」の見直し・確認　他
14	2・4・6年で調整 実施	人権教室（2・4・6年）